

報道関係者各位

魅力創造部 地域振興課

～情報通信業を新たに対象に追加、空き店舗以外での起業も一部可能に～ 「広島市起業等スタートアップ補助金」を拡充します！

広島市では、市内における事業の創出により産業の振興、地域経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的に、市内の空き店舗を活用して新たに起業する方、又は新分野に事業拡大する方に対して、事業所等の改修工事費などにかかる経費の2分の1を最大50万円補助する「広島市起業等スタートアップ補助金」を実施しています。

このたび、近年のデジタル化の進展や多様な働き方の広がりを踏まえ、補助対象事業の拡充及び要件の見直しを行い、同補助金の要綱を改正しました。

記

【補助対象事業の追加】

日本標準産業分類（大分類）の「G 情報通信業」に該当する業種を補助対象事業に追加します。

※風営法に該当する事業や公序良俗に反する事業は対象外です。

【空き店舗活用を要しない業種】

日本標準産業分類（細分類）の以下に掲げる業種においては、市内の自宅兼用事務所やワーキングスペース等を活用しリモート型で事業を実施するなど、空き店舗を活用しない場合であっても補助対象とします。

大分類の業種	中分類の業種	小分類の業種	細分類の業種
G 情報通信業	39 情報サービス業	391 ソフトウェア業	3911 受託開発ソフトウェア業
			3912 組込みソフトウェア業
			3913 パッケージソフトウェア業
		392 情報処理・提供サービス業	3921 情報処理サービス業
			3922 情報提供サービス業
			40 インターネット附随サービス業
	4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ		
	4013 インターネット利用サポート業		

※空き店舗を活用しない場合、補助金額上限は20万円です。

【補助対象経費の追加】

「システム開発費」・「ソフトウェア購入費」を補助対象経費に追加します。

※補助対象事業の用に直接供する経費に限ります。

【申請受付日】

令和8年4月1日（水）から。

（予算の範囲内での補助金交付となるため、年度途中で受付を終了する場合があります。）

【本件に関する問い合わせ先】

橿原市役所 魅力創造部 地域振興課

担当：門川、奥村

TEL 0744-21-1117（直通）

Email chiikishinko@city.kashihara.nara.jp